

第27回釧路地方裁判所地方裁判所委員会

第26回釧路家庭裁判所家庭裁判所委員会

議 事 概 要

**テーマ 「裁判所の広報について」**

1 開催日時

平成26年2月26日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

釧路地方・家庭裁判所5階第1会議室

3 出席者等（五十音順・敬称略）

(1) 地方裁判所委員会委員

小野高秀，河本晶子，佐藤泰正，島信夫，永井哲男，中島行博（兼務），浜秀樹（兼務），穂積貴美子，山下吉己

(2) 家庭裁判所委員会委員

石井宏臣，大津久幸，小野恭子，田中千鶴子，土井英昭，中川潤一，中川正隆，中島行博（兼務），浜秀樹（兼務），松田洋一，間宮政喜

(3) 裁判所（説明者）

富所猛男（地裁事務局長），織田裕彦（家裁事務局長）

(4) 庶務

貴多佳輝（地裁総務課長），小島巧（地裁総務課課長補佐），安井達也（地裁総務課庶務係長）

4 議事概要

(1) 新委員紹介及び挨拶

新たに地方裁判所委員会委員及び家庭裁判所委員会委員を委嘱された委員が委員会庶務から紹介され，それぞれ挨拶をした。

(2) 平成25年度広報計画の概要と実施結果の報告

釧路地方・家庭裁判所で、平成25年度に計画されている広報計画と、現時点で実施済みの広報企画について概要を説明した。

釧路地方検察庁及び釧路弁護士会からも広報活動の紹介をいただいた後、質疑応答を行った（質疑応答の要旨については、別紙「発言要旨」のとおり）。

(3) 平成26年度広報計画案の紹介

釧路地方・家庭裁判所の平成26年度広報計画案について紹介した後、意見交換を行った（意見交換の要旨については、別紙「発言要旨」のとおり）。

(4) 次回開催日時及びテーマ

ア 地方裁判所委員会

平成26年7月15日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

テーマ 民事調停の充実について

イ 家庭裁判所委員会

平成26年7月2日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

テーマ 家事調停の充実について

(別 紙)

## 発 言 要 旨

### 1 平成25年度広報計画の概要と実施結果の報告についての質疑応答の要旨

委員： 釧路地方検察庁では具体的な広報計画を立ててはおりませんが、年10回くらいの広報企画を目標にしています。

裁判所や弁護士会とも共催している憲法週間、法の日週間での無料法律相談のほかに、検察官と検察事務官が検察庁の仕事について説明する移動教室というものを行っています。職場訪問的な企画です。平成25年度は中学生を2回受け入れました。また、各種団体に赴いての講演会も6回行いました。

委員： 釧路弁護士会では、例年、遺言の日（4月15日）や労働の日（6月10日）等に合わせて、無料相談会を行っています。また、ホットライン、「〇〇110番」といった電話相談もを行っています。

これらについては、弁護士会のホームページに掲載し、新聞社、地域のフリーペーパー等にも情報提供して、掲載していただいています。

5月には釧路弁護士会で道東一斉で、10月には北海道弁護士連合会で全道一斉として、すずらん無料法律相談というものを行っています。これは、道東地区の弁護士のいない、地方38町村に弁護士が赴き、役場の庁舎等で無料法律相談を行うというものです。

北海道弁護士連合会で作成したポスターやチラシを実施する町村に配付して広報しています。

また、法教育ということで、弁護士が出前で小中学校に赴く出前授業を実施しています。釧路管内の全小中学校へ弁護士会からチラシを送付したり、検察庁で主に行っていただいている教員に対する裁判員制度に関する研修会においてアナウンスする等して広報しています。

内容は、弁護士の仕事とはどんなものか、法律家とは何だろうという

ことの紹介が多いですが、それだけでなく、法教育本来の意義である、正義、公平、平等とはなんだろうというような、法の価値についての議論も身につけてもらえるような授業も行っています。

法教育は、検察庁も裁判所も、今後力を入れていく分野ではないかと考えていますので、是非一緒にやっていけたらと思っております。

委員： 裁判所では、それまで行っていた市民講座を、平成25年度は行っていないようですが理由はありますか。

説明者： ここ数年は裁判所で開催する市民講座を企画していましたが、本年度は出前でこちらから出向く市民講座を企画し募集を行いました。新聞やホームページに掲載して募集しましたが、残念ながら申込みがありませんでした。

委員長： この点は、平成26年度の計画でも述べますが、今まで以上に積極的な企画を立てられるよう考えているところでもあります。

委員： 広報については、まず一步踏み込むことが大切なのではないかと思えます。ただ、子ども向けの企画については、模擬裁判を実施する等、裁判に関心をもってもらえるような企画をしっかりとやっているような印象を受けました。一般市民向けの企画についてはこれからの取組というところでしょうか。

委員長： 夏休み親子企画はなかなか好評で、親御さんからも良い反応をいただいております。必要な広報だと感じております。

委員： 委員会の委員の選定についてですが、もっと多くの業界の団体のメンバーから選出して人数も増やしていけば、広報の効果としては各方面に広がっていくという気がします。

委員長： おっしゃるとおり、この委員会は皆さんの御意見を伺う場でもあると同時に、国民の皆さんとのひとつの接点でもあります。これを機会として委員の人選の幅を広げていくことも大切なことと思えます。

委員： 模擬裁判はどのような形で行われているのですか。

説明者： 裁判所で窃盗等のイメージしやすい事案のシナリオを用意しており、これに裁判官や弁護人の配役を当てて、皆さんにその役を演じてもらい、実際に法廷で席に座っていただく等して体験していただいています。日程が合えば、実際の裁判を傍聴していただくこともあります。

委員： これは事前に学校や市民団体から模擬裁判をしたいという申込みがあれば体験できるのでしょうか。

委員： そのとおりです。ホームページでも御案内しており、ファクシミリ、電話でお申込みいただいています。

なお、小中学校、専門職団体、町内会の方もお申込みいただいています。

委員長： 最近では職場訪問的な申込みが増えているような印象があります。

委員： 恐らく小学生が多いのではないのでしょうか。というのも中学生は学習の時間数の割当の問題で、現実的には時間を割くのが難しいと思います。

一市民としてはやはり、裁判所はかなり敷居が高くあまり行きたくないという印象ですが、子ども達にはできるだけ広く開放していただいて、見学や模擬裁判を通して小さな頃から裁判所というものを体験させていくことが将来の広報へつながると思います。

模擬裁判等で場面や配役を体験することで、いろんな立場の考え方を学ぶ場を用意していただけるといいのではと思います。

先ほども話題に出ていましたが、単なる裁判所の仕事の紹介だけでなく、法教育として我々は法律を守らなければならないし、そして法によって守られているのだということを感じられるところまでやれば良いと思いました。

委員長： 模擬裁判の時は法服も実際に着ることができるようです。私は夏休み親子企画の際の模擬裁判を見たのですが、子ども達は少し緊張したような面持ちながらも楽しそうにセリフを読んでいる様子でした。また、今年には根室支部でも模擬調停（民事）を行い、一般の方にも好評でした。

やはり、実際に体験してみるとというのは大きな意味があるのだなと感じたところでした。

## 2 平成26年度広報計画案についての意見交換の要旨

委員長： 裁判所は万能ではありませんが、社会に起こる紛争について、裁判所が関与することで解決への道筋がつくものがあると思います。ところが、裁判所はなかなか敷居が高いのか、裁判所が関与することで解決できる問題があるということ自体が知られていないという面があります。

裁判所は紛争の内容に立ち入って相談を受けることはできず、手続案内にとどまりますが、法テラス等の機関を紹介して手助けすることもできます。しかし、裁判所に来ていただかなければいかんともしようがありません。本当に裁判所を必要としている方に必要な情報を提供できるための広報について、皆さんのお知恵をお借りできればと思います。

委員： 税理士会では11月上旬に「税を考える週間」という週間があります。かつては税務署が主催となってPRしていましたが、あるとき予算がないということで、それからは民間が主導で広報を担ってきたところでした。

当時は税務署が展示物等を用意してくれて、税関の様子なども紹介してくれていたのですが、現在は予算がないのでそういうことはありません。税理士会で無料相談を行っているのが現状です。ですから、できるだけ広報に予算がつくことが望ましいと思います。

なお、税理士会等の税務署に関連する団体は、例えば国税局の講演が開催されるということがあれば、自主的に参加を促す支援をする等しているところではあります。

委員： 現在の法教育に関する広報では、法曹三者が別々に企画を行っているところでした。今回、裁判所の平成26年度の広報企画の中でジュニアロースクールという話が出てきたので、弁護士会としても法教育を進めていく観点からすると、是非協力させていただきたいと思います。

全国的にも法教育を進めており、札幌のジュニアロースクールを見学

したことがあるのですが、法曹三者が集まり、ジュニアロースクールの参加者の模擬裁判の評議に加わって一緒に議論することもしていました。このような取組を法曹三者で共同してやっていると一番いいのではないかと思います。

夏休み親子企画は、私も保護者として参加させていただいたのですが、非常にいい企画であったと思います。支部との持ち回りで3年に1回というのが非常に残念です。釧路は冬休みが長いので、予算やマンパワーの問題もあると思いますが、冬休みに企画するのも子ども達にとってはよいと思いました。

説明者： 来てくださった方が喜んで帰っていただけるということは非常に達成感もやりがいもあります。予算をかけず、マンパワーのみで行っている企画ですが、欠かせない広報企画であると考えています。3年に1回の開催の改善や冬休みの企画についても前向きに考えさせていただき、今後とも取り組んでいきたいと思っています。

委員： 10年くらい前は法曹三者で法教育等の企画も行っていたのではないのでしょうか。最近は共同でやっていることは少ないと思います。

理由を考えてみると、当時は裁判員裁判の広報に力を入れていて、裁判員裁判を含めた司法制度について、国民の皆さんに理解してもらわなければ裁判員裁判の制度が立ちゆかないのではないかとということで、法曹三者が一体となって広報をしていたのだと思います。

議論をされていて感じたのは、コンセプトがはっきりしないと広報は難しいということです。つまり、裁判所が広報して、皆さんたくさん裁判してくださいということが、果たして国民にとっていいことなのかということです。これは検察庁も同じで、皆さんどんどん告訴してくださいというのもおかしな話になってしまいます。

法曹三者というのは門戸は開いていて、請われれば積極的に広報を行う姿勢はあるのですが、どのような目標を持ってやるのがよいのかとい

うことになる、なかなか難しいと感じました。

委員： コンセプトとして今後何ができるのかという点では、法教育の充実に非常に共感するところです。裁判所の体験もよいですが、更にその先を見据えて行うことができればよいと思います。

委員： 昨年、後見制度関係の広報について議論させていただいたところ、その際にも広報は地道な活動をやっていかないと成果は上がらないと申し上げさせていただいたところです。法テラスも7年かけて広報活動を行い現在48パーセントの国民の知るところになったと聞いております。

後見制度について、民生委員協議会も社会福祉協議会等の行政と協力しながら取組を行っていますが、当初の予想をはるかに上回る相談を受けており、市民後見人の養成も大きな問題となっております。民生委員協議会も勉強会等を開催したいと考えておりますので、是非、裁判所からの講師派遣等をいただきたいと思います。

また、憲法週間について、せっかく5庁の共催で行っている機会ですので、1人でも多くの方が参加できるよう広報に力を入れていただきたいと思います。

説明者： 全国では後見制度を利用している方は16万人おり、認知症等で介護が必要だと思われる方は700万人いると言われております。裁判所としても後見制度についての広報が不足しているのではと痛感しているところです。講師派遣については日程等を調整させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

委員長： 後見制度の問題は裁判所が抱える大きな課題の一つです。社会の機運もあり、民生委員の方を始め多くの方に後見制度に関与していただいていると思います。平成25年度の講師派遣の実績からも後見関係が増えており裁判所もできる限りお役に立てるよう力を注ぎたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員： 予算を余りかけられない中でも多くのことを行っているのだなと感じ



ました。

しかし、やはり広報のコンセプトがはっきりしていないと思います。

実際に困っている人に広報を行うのではなく、今は困っていないけれども、将来、困ったときにどこに行けばよいのか、裁判所で解決できることがあるということを知らせるのが本当の広報であると思います。

何か人生でトラブルを抱えたときに、どこに行けばよいのか、警察なのか裁判所なのか弁護士なのか。そういうときに、こんなケースなら裁判所に来たらいいんだということをインプットしておく、敷居が低くなるでしょう。そのように、将来困るかもしれない方を対象に行うのが広報だと思います。

例えば、ケースレポートやQ&Aを載せる等してホームページを充実させるのが、不特定多数の方に啓蒙するには一番効果的だと思います。

また、教育活動は非常に大切だと感じました。裁判については、小学生だと話が難しいかもしれませんが、高校生くらいであれば、進路にも関わるところですし、裁判の仕組みについては必修授業としてもよいくらいに思いました。

裁判員裁判を例にしても、一般市民の感覚を裁判に取り入れるということが主眼だとは思いますが、私達一般市民も裁判を誤解しているところがあると思うので、これからの若い世代にどんどん啓蒙していった、できるだけ多くの学生達が関与できる体制を整えていただければ、5年、10年とかかるとは思いますが、きっといい結果が出るのではないのでしょうか。

説明者： 釧路の裁判所のホームページのアクセス件数ですが、昨年1年間の月平均は800件超でした。内容については、広報等の紹介もしておりますが、裁判手続に関しても簡単な説明を載せていますので、是非御覧ください。

なお、ジュニアロースクールについては、平成26年度に初めて掲げ

た言葉ですが、法教育の一環として力を入れていきたいと考えています。

委員： 夏休み親子企画が非常に好評であるということですが、そこで模擬裁判も行ったようで、やはり体験型の広報が受け入れられやすいのではないかと思います。

ジュニアロースクールについても、体験型の広報を通じて高校生達の良い刺激になるといいと思いました。

模擬裁判については非常に興味深くて、一般市民向けでも行ってみたいかがでしょうか。市民講座だと本来の性質と離れてしまうのかもしれませんが、そこでも工夫して模擬裁判的なものを組み込むことも効果的ではないかと考えました。

説明者： 一般の方の模擬裁判については、法廷見学で来ていただいたときに、ご希望があれば模擬裁判も実施しております。ご連絡いただければ対応いたします。

委員： 市民講座は非常に興味深いと思います。いろんな機関の市民講座がありますが、裁判所の市民講座は興味のある方も多いと思います。是非行っていただきたいです。

委員： 「あなたも裁判官に?!」のようなタイトルで、模擬裁判そのものを市民講座のテーマにするのもおもしろいと思います。

以 上